

周南市指令廃第2号
令和7年2月17日

一般廃棄物収集運搬業許可証

周南市大字久米3044番地の2

株式会社 吉本興業

代表取締役 吉本 妙子 様

令和7年2月14日付け一般廃棄物収集運搬業許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

周南市長 藤井 律子

記



許可期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
処理区分	一般廃棄物の収集運搬（特別管理一般廃棄物、し尿及び浄化槽汚泥を除く）
処理区域	周南市全域
許可条件	<p>1 上記処理区分の廃棄物の搬入先は、恋路クリーンセンター、周南市リサイクルプラザ及び市の指定した場所に限る。また、上記搬入先以外に、上記処理区分の廃棄物の処理を周南市が許可した周南市一般廃棄物処分業許可業者への搬入も可とする。</p> <p>2 上記搬入先の受入条件を遵守すること。</p> <p>3 事業者は、従業員が廃棄物処理に関する関係法令及び周南市条例・規則に違反しないように指導監督し、常に服装を清潔に保ち、市民に不快な感情を与えないようすること。また、従業員の違反行為については全責任を持ち、これを速やかに処理すること。</p> <p>4 事業者は、周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成15年周南市規則第114号）第35条により、別に指示する事業の実施状況を毎月報告するものとする。</p> <p>5 受託者から受領する処理料金については、廃棄物の処理に関する関係法令の趣旨を理解し、不当な料金を受けることのないように努めるとともに、廃棄物処理施設への持ちこみ時の手数料は、未納のないように留意すること。</p> <p>6 一般廃棄物の収集又は運搬にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第3条の規定（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）に従って、適正に行うこと。</p> <p>7 一般廃棄物の収集又は運搬にあたっては、一般廃棄物と産業廃棄物を混載しないこと。</p> <p>8 収集又は運搬する一般廃棄物は、再生利用等を行うことにより最大限の減量に努めること。</p> <p>9 排出事業者の分別行為又は意識を低下させるような行為は、厳に慎むこと。</p>

	<p>10 市の行う一般廃棄物の処理に支障を及ぼすと認められる一般廃棄物を収集又は運搬した場合には、自らの責任において適正な処理すること。</p> <p>11 一般廃棄物収集運搬業許可証は、事務所内の見えやすいところに掲示すること。</p> <p>12 車両及び機材等は、清潔の保持に努め、衛生的に管理すること。車両の洗車をする場合は、ごみ等が飛散・流出しないように十分注意すること。</p> <p>13 車両及び機材等は、みだりに交通あるいは環境衛生上支障の生ずるおそれのある場所に置かないこと。</p> <p>14 一般廃棄物の収集又は運搬にあたっては、粗暴な行為、住民の信頼を裏切る行為等により、住民からの信頼性を損なわせることがないようにすること。</p> <p>15 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第15項及び第16項の規定に基づき、環境省令で定める事項を記載した帳簿を備えなければならない。帳簿は1年ごとに閉鎖し、5年間事業所ごとに保存すること。</p> <p>16 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者は、使用する車両に許可番号を表示すること。</p> <p>17 一般廃棄物収集運搬業許可業者は、申請書、申請書に添付した書類及び図面に記載した事項に変更があった場合又は廃業した場合は、当該の事実が発生した日から10日以内に市長に届け出なければならない。</p> <p>18 一般廃棄物収集運搬業許可業者は、次に掲げる事項が発生したときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 一般廃棄物の処理に関し事故等が発生した場合</p> <p>(2) その他生活環境の保全上又は公衆衛生上に関し、重大な影響が生じた場合</p> <p>19 その他、市長の指示事項を遵守すること。</p> <p>20 この許可条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないときは、許可を取消すことがある。</p>
--	--